

一般廃棄物収集・運搬業許可証

住所 埼玉県入間市狭山台3丁目2番地9  
氏名 株式会社 遠藤商会  
代表取締役 遠藤孝一

青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例第48条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和5年3月17日

青梅市長 浜中啓



複製

- 1 取り扱う一般廃棄物の種類 ~~事業系一般廃棄物~~ (厨芥類、紙くず、  
繊維くず、木くず)
- 2 収集・運搬・処分の区分 収集・運搬
- 3 運搬先 西多摩衛生組合  
バイオエナジー株式会社  
ニューエナジーふじみ野株式会社
- 4 作業場所 青梅市全域
- 5 許可の期間 令和5年4月1日から  
令和7年3月31日まで
- 6 許可の条件
  - (1) 法律および条例の遵守
  - (2) 青梅市外から排出された廃棄物を青梅市内に搬入しないこと。
  - (3) 青梅市の施設に搬入する際は、適正な分別により搬入すること。
  - (4) 青梅市内から排出された廃棄物を青梅市外の処理施設に搬出する場合は、事前に市と協議すること。

変	更	事	項
変更年月日および文書番号	件	名	変更内容
年 月 日			印
第 号			
年 月 日			
第 号			